

# 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(平成29年10月1日から平成30年9月30日まで)

株式会社インフォメーションクリエーティブ

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト(アドレス <http://www.ic-net.co.jp/>)に記載する事により株主の皆様提供しております。

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の状況

- ① 連結子会社の数…………… 1 社
- ② 連結子会社の名称……………株式会社LOC0BEE

#### (2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

商品、製品及び仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～50年
工具、器具及び備品	2年～20年

② 無形固定資産……………定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。なお、サービス提供目的のソフトウェアは、5年以内の一定の年数に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に対する賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく連結会計年度末要支給額を計上していましたが、現在は、役員退職慰労金制度を廃止しております。当連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金制度適用期間中から在任している役員に対する支給見込額であります。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の…退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の…数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の契約

工事完成基準

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 78,561千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額
東京都北区	事業用資産	建物	1,316千円
		長期前払費用	577千円
東京都品川区	事業用資産	ソフトウェア等	7,429千円

(1) 減損損失に至った経緯

事業用資産について、当初想定した収益を見込めなくなったことなどにより投資の回収が困難と見込まれたため、減損損失を認識いたしました。

(2) 資産のグルーピングの方法

主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(3) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額より測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものについては、回収可能価額を零として評価しております。又、正味売却価額については売却予定価額を使用して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	3,866,135	—	—	3,866,135

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年12月22日 定時株主総会	普通株式	122,524	32	平成29年9月30日	平成29年12月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年12月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	137,839	36	平成30年9月30日	平成30年12月25日

(注) 平成30年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期末配当につきましては、配当基準日が平成30年9月30日となりますので、当該株式分割前の株式数を基準として配当を実施します。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、預金及び安全性の高い金融資産で運用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、債権管理規程に従い、定期的に主要な取引先の信用状況を把握する体制をとることによりリスク低減を図っております。投資有価証券は、主として株式、投資信託であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。営業債務は、1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### (4) 信用リスクの集中

当連結会計年度末現在における営業債権のうち59.2%が特定の大口顧客に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,133,088	3,133,088	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,270,077	1,270,077	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	2,044,762	2,044,762	-
資産計	6,447,928	6,447,928	-
(4) 買掛金	164,214	164,214	-
(5) 未払金	453,353	453,353	-
負債計	617,567	617,567	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 買掛金及び(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	3,132,864	-	-	-
(2) 受取手形及び 売掛金	1,270,077	-	-	-
(3) 投資有価証券 その他有価 証券のうち 満期がある もの	-	124,973	-	-
合計	4,402,941	124,973	-	-

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額                   581円04銭
2. 1株当たり当期純利益               45円07銭

(注) 平成30年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。



(重要な後発事象に関する注記)

## 1. 株式分割

平成30年8月21日開催の取締役会決議に基づき、平成30年10月1日付で株式分割を行っております。

### (1) 株式分割の目的

投資単位あたりの金額引下げ及び株式の流動性向上により、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図る事を目的としております。

### (2) 株式分割の概要

#### ① 分割方法

平成30年9月30日(日)を基準日(当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成30年9月28日(金))として、最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割しております。

#### ② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	3,866,135株
今回の分割により増加する株式数	3,866,135株
株式分割後の発行済株式総数	7,732,270株
株式分割後の発行可能株式総数	24,000,000株

### (3) 株式分割の日程

基準日公告日	平成30年9月13日(木)
基準日	平成30年9月30日(日) (実質基準日:平成30年9月28日(金))
効力発生日	平成30年10月1日(月)

### (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が及ぼす影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

### (5) その他

資本金の額に変更はありません。

(6) 定款の一部変更について

① 変更の理由

上記株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により平成30年10月1日（月）付をもって当社定款の一部を変更しております。

② 変更の内容

（下線部は変更箇所を示しております。）

変更前	変更後
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,000</u> 千株とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>24,000</u> 千株とする。

2. 従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分

平成30年10月16日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしました。

(1) 処分の概要

払込期日	平成31年1月11日
処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 76,700株
処分価額	1株につき767円
処分価額の総額	58,828,900円
割当予定先	当社の従業員767名 76,700株
その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

## (2) 処分の目的及び理由

当社は、当社の従業員に対し、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の従業員767名（以下「対象従業員」といいます。）に対して金銭債権合計58,828,900円ひいては本自己株式処分として当社の普通株式76,700株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。これは、対象従業員1名につき、それぞれ当社の1単元の株式数である100株を付与するものです。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間を約3年と設定いたしました。

対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

#### ① 譲渡制限期間

対象従業員は、平成31年1月11日（払込期日）から平成33（2021）年12月9日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

#### ② 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間中に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、以下の(3)に定める非違行為等による場合を除き、譲渡制限期間満了時点をもって、本割当株式の全てにつき、譲渡制限を解除する。

#### ③ 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間中に対象従業員が非違行為等により当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の時点において、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### ④ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

#### ⑤ 組織再編等における扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

#### (3) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、平成30年10月15日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である767円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

#### (備 考)

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

### (1) 有価証券

#### その他有価証券

時価のあるもの……当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

### (2) たな卸資産

- ① 商品、製品及び仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ② 原材料……最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産……定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～50年
工具、器具及び備品	3年～20年

### (2) 無形固定資産……定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。なお、サービス提供目的のソフトウェアは、5年以内の一定の年数に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対する賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金…役員退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく事業年度末要支給額を計上しておりましたが、現在は、役員退職慰労金制度を廃止しております。当事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金制度適用期間中から在任している役員に対する支給見込額であります。

### 4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他の契約  
工事完成基準

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 77,124千円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務  
短期金銭債権 1,945千円  
長期金銭債権 181,000千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高  
営業取引による取引高  
販売費及び一般管理費  $\Delta$ 24,580千円  
営業取引以外の取引高 2,854千円

2. 減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額
東京都北区	事業用資産	建物	1,316千円
		長期前払費用	577千円

(1) 減損損失に至った経緯

事業用資産について、当初想定した収益を見込めなくなったことなどにより投資の回収が困難と見込まれたため、減損損失を認識いたしました。

(2) 資産のグルーピングの方法

主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(3) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額より測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものについては、回収可能価額を零として評価しております。又、正味売却価額については売却予定価額を使用して算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	37,251	—	—	37,251

(注) 平成30年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当注記は株式分割前の株式数を基準として記載しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	14,532千円
未払費用	25,173千円
賞与引当金	174,563千円
退職給付引当金	135,037千円
役員退職慰労引当金	17,984千円
資産除去債務	11,023千円
減価償却資産償却額	859千円
減損損失	7,226千円
投資有価証券減損	24,710千円
その他	81,155千円
繰延税金資産小計	492,267千円
評価性引当額	△129,338千円
繰延税金資産合計	362,929千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	358,786千円
繰延税金負債合計	358,786千円
繰延税金資産の純額	4,143千円



(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子 会 社	株LOCOBEE	直接100% (一)	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付※1	65,000	長期貸付金 その他(流動資産)	181,000 98
				資金の回収	8,000		
				利息の受取※1	2,434		

取引条件及び取引条件の決定方法等

※1. 設備投資、運転資金に関する貸付を行っており、これらの貸付利率については短期プライムレートを参考にしております。

なお、当該貸付金の回収が長期に亘るものについて、175,803千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において61,402千円の貸倒引当金繰入を計上していません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 594円62銭
2. 1株当たり当期純利益 45円07銭

(注) 平成30年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

1. 株式分割

平成30年8月21日開催の取締役会決議に基づき、平成30年10月1日付で株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

投資単位あたりの金額引下げ及び株式の流動性向上により、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図る事を目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

平成30年9月30日(日)を基準日(当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成30年9月28日(金))として、最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	3,866,135株
今回の分割により増加する株式数	3,866,135株
株式分割後の発行済株式総数	7,732,270株
株式分割後の発行可能株式総数	24,000,000株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	平成30年9月13日(木)
基準日	平成30年9月30日(日) (実質基準日:平成30年9月28日(金))
効力発生日	平成30年10月1日(月)

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が及ぼす影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

(5) その他

資本金の額に変更はありません。

(6) 定款の一部変更について

① 変更の理由

上記株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により平成30年10月1日（月）付をもって当社定款の一部を変更しております。

② 変更の内容

（下線部は変更箇所を示しております。）

変更前	変更後
（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>12,000</u> 千株とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>24,000</u> 千株とする。

2. 従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分

平成30年10月16日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしました。

(1) 処分の概要

払込期日	平成31年1月11日
処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 76,700株
処分価額	1株につき767円
処分価額の総額	58,828,900円
割当予定先	当社の従業員767名 76,700株
その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

## (2) 処分の目的及び理由

当社は、当社の従業員に対し、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の従業員767名（以下「対象従業員」といいます。）に対して金銭債権合計58,828,900円ひいては本自己株式処分として当社の普通株式76,700株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。これは、対象従業員1名につき、それぞれ当社の1単元の株式数である100株を付与するものです。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間を約3年と設定いたしました。

対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

#### ① 譲渡制限期間

対象従業員は、平成31年1月11日（払込期日）から平成33（2021）年12月9日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

#### ② 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間中に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、以下の(3)に定める非違行為等による場合を除き、譲渡制限期間満了時点をもって、本割当株式の全てにつき、譲渡制限を解除する。

#### ③ 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間中に対象従業員が非違行為等により当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の時点において、本割当株式を当然に無償で取得する。

④ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

⑤ 組織再編等における扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

(3) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、平成30年10月15日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である767円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

(備 考)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。